

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は石巻産業創造株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 石巻地域の産業振興を図るため技術、経営、販売、財務等に関する指導、情報提供、調査研究、研修、各種催物、展示会並びに地域交流促進事業の企画運営
2. 情報提供サービス業、情報処理サービス業、コンピュータソフトウェアの開発設計並びに製造販売賃貸
3. 不動産の賃貸及び管理
4. 石巻トゥモロービジネスタウン内の施設管理、セキュリティ等の受託業務
5. 工業所有権、コンピュータソフトウェア、映像、音楽等に関する著作権などの財産権の取得、譲渡、及び貸与に関する業務
6. 前各号に附帯し、または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を宮城県石巻市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告は、電子公告によるものとする。

2. 前項の場合において、電子公告による公告をすることが出来ない事故その他やむを得ない事情が生じたときは、宮城県石巻市内において発行する石巻かほくに掲載する。

(機関の設置)

第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

3. 監査役会
4. 会計監査人

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、10万株とする。

(株券の種類)

第 7 条 当会社の発行する株券の種類は、1株券、10株券、100株券及び1000株券の4種類とする。このほかに、1000株券未満の株式については、その株式数を表示した株券を発行することができる。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規則)

第 9 条 当会社の株式の名義書換、その他株式の取扱に関する手続き及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 10 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集手続)

第 12 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の2週間前までに、議決権行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主又はその法定代理人は、当会社の株主に委託して、その議決権行使することができる。

2. 前項の場合、代理人は当会社に対し、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事運営規則)

第 16 条 株主総会の運営について、法令及び定款に定めのない事項は、株主総会の定める株主総会議事運営規則による。

(株主総会議事録)

第 17 条 株主総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した役員はこれに署名若しくは記名押印して、当会社に備え置くものとする。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、3名以上10名以内とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第 19 条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

第 21 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

3. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第 22 条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第 23 条 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。

2. 取締役会の決議によって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

3. 前項の場合代表取締役は、各自会社を代表する。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会の運営について、法令又は定款に定めのない事項は、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役会決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した役員は署名若しくは記名押印するものとする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 当会社の監査役は、3名以上4名以内とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第 29 条 監査役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 31 条 監査役の互選により、常勤監査役を置く。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するもとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第 33 条 監査役会の決議は、法令に定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第 34 条 監査役会の運営について、法令又は定款に定めのない事項は、監査役会の定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 会計監査人

(選任及び解任の方法)

第 36 条 会計監査人の選任及び解任の決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剩余金の配当等)

第 39 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という）に対して剩余金の配当を行う。

2. 剩余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則 制定：平成9年3月24日

- 1、平成10年10月13日 一部改正
- 2、平成16年6月28日 一部改正
- 3、平成17年6月22日 一部改正
- 4、平成19年6月26日 一部改正

取締役・監査役・会計監査人名簿

平成28年3月31日現在(順不同)

役職名	氏名	他に兼務する職名	当初就任年月日
代表取締役社長	西村 洋一 にしむら よういち	なし	平成24年6月12日
専務取締役	木村 和夫 きむら かずお	なし	平成17年8月25日
取締役	高砂 義行 たかさご よしうき	宮城県経済商工観光部次長	平成27年6月25日
取締役	菅原 秀幸 すがわら ひでゆき	石巻市副市長	平成26年6月10日
取締役	市川辰雄 いちかわたつお	学校法人専修大学常務理事 石巻専修大学担当	平成26年6月10日
取締役	高橋 武徳 たかはし たけのり	石巻商工会議所専務理事	平成24年6月12日
常勤監査役	松原 英孝 まつばら ひでたか	なし	平成14年6月26日
監査役	高橋 賢志 たかはし かつし	石巻信用金庫理事長	平成11年6月28日
監査役	木村 繁 きむら しげる	石巻商工信用組合理事長	平成16年6月28日
会計監査人	遠藤 伸一 えんどう しんいち	遠藤公認会計士事務所所長	平成25年6月12日